（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第九条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第六十四号を次のように改める。

六十四　削除

（農林水産省組織令の一部改正）

第十条　農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三十四号ホ中「、漁船保険中央会」を削る。

第百二十二条第二十五号及び第百三十三条第一号中「、漁船乗組員給与保険」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

（旧漁損法施行令の適用に関する経過措置）

第二条　改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条の規定による改正前の漁船損害等補償法施行令（以下この条において「旧漁損法施行令」という。）第十六条の九、第十七条第二項及び第三項並びに第十九条第二項の適用については、旧漁損法施行令第十六条の九中「漁船保険中央会（以下「中央会」という。）」とあるのは「承継組合（漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第三十九号）附則第五条第三項に規定する承継組合をいう。以下同じ。）」と、旧漁損法施行令第十七条第二項中「中央会責任総再保険金額」とあるのは「承継組合責任総再保険金額」と、「中央会保有純再保険料総額」とあるのは「承継組合保有純再保険料総額」と、「中央会の」とあるのは「承継組合の」と、同条第三項中「中央会保有純再保険料総額」とあるのは「承継組合保有純再保険料総額」と、旧漁損法施行令第十九条第二項中「中央会」とあるのは「承継組合」とする。

（漁獲共済に関する経過措置）

第三条　この政令の施行の際現に成立している漁獲共済に係る共済契約、当該共済契約に係る再共済契約及び保険契約並びに当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金については、なお従前の例による。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　改正法附則第十四条の規定により同条に規定する特殊保険再保険事業及び漁船乗組員給与保険事業に係る再保険事業に関する経理を食料安定供給特別会計において行う場合における特別会計に関する法律施行令第十六条第一項の規定の適用については、同項第六号中「の再保険金」とあるのは、「、特殊保険再保険事業（漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第三十九号。以下この号において「改正法」という。）附則第六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第二条の規定による改正前の漁船損害等補償法第二条第三号に規定する特殊保険再保険事業をいう。）及び漁船乗組員給与保険再保険事業（改正法附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第五条の規定による廃止前の漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第二百十二号）第二条に規定する漁船乗組員給与保険事業に係る再保険事業をいう。）の再保険金」とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　山本　有二

告　示

○政治資金適正化委員会告示第八十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十八年十二月七日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏名
五一七二	二八、一一、一五	岩澤　信吾
五一七三	二八、一一、一五	山下　英樹
五一七四	二八、一一、一五	田代　智彦
五一七五	二八、一一、一五	森　孝義
五一七六	二八、一一、一五	井上　和弘
五一七七	二八、一一、一五	宮本　恵二
五一七八	二八、一一、一五	髙鷹　悟

○法務省告示第六百二十二号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十八年十二月七日

法務大臣　金田　勝年

住所　東京都世田谷区等々力６丁目１番12号
ナンシー・キヨノ・チェイニー　昭和32年９月18日生

住所　東京都中野区中野５丁目16番３号
ステファニー・マユミ・オヤマダ　平成５年12月５日生

住所　東京都墨田区石原１丁目23番２号
ジャシラ・ナミエ・イノウエ　昭和33年１月４日生

住所　東京都練馬区石神井台４丁目５番11―508号
楊妹妹　平成４年４月２日生

住所　東京都東久留米市氷川台１丁目９番21号
スパス・チャンドラ・パストラ　昭和53年８月29日生

住所　名古屋市緑区松が根台295番地
孫娟　昭和48年10月25日生

住所　広島市南区霞１丁目５番１―510号
闍如江　昭和45年３月28日生

闍家聡　平成10年６月11日生

住所　千葉市若葉区愛生町53番地４
メイ・グレゴリオ・サントス　平成７年５月10日生

住所　大阪市生野区新今里５丁目２番15―601号
金恩庚　昭和39年11月26日生

金忠幸　平成12年６月６日生

住所　三重県四日市市三ツ谷東町６番25号
李義範　昭和37年５月13日生

厳由美　昭和36年１月24日生

李楨一　平成８年４月10日生

李紘后　平成10年７月16日生

住所　東京都墨田区立花４丁目４番８―402号
張哲　昭和47年３月14日生

韓青　昭和48年３月３日生

住所　横浜市戸塚区戸塚町486番地18
張耀華　昭和56年10月８日生

張和千代　平成23年３月27日生

張和千嘉　平成28年６月１日生

住所　名古屋市瑞穂区瀬富ヶ丘町２丁目８番地１
尹勇根　昭和41年９月６日生

馬照順　昭和42年２月26日生

尹賀祐　平成７年５月28日生

尹璐野　平成12年８月17日生

住所　名古屋市名東区本郷３丁目12番地
尹滉基　平成５年８月22日生

住所　京都市左京区北白川東久保田町60番地１
張貞京　昭和41年１月10日生

住所　東京都調布市小島町３丁目73番地１
李周妍　昭和43年12月２日生

住所　大阪府吹田市古江台１丁目23番14号
キマティ・ローズ・キニア　昭和47年11月16日生

住所　大阪府東大阪市下小阪４丁目７番28号
金**英徹**　昭和45年10月21日生

住所　大阪市福島区海老江８丁目13番18号
金成美　平成元年１月19日生

金敬史　平成３年４月２日生

住所　大阪府泉佐野市上之郷2055番地９
耿鶴　平成７年２月21日生

住所　大阪市生野区新今里７丁目４番13号
陳広宣　昭和58年３月16日生